

平成 2 8 年

第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会

議 案 書

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

目 次

認定第1号	平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定 について	・・・・・・・・・・ 1
議案第9号	平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号） について	・・・・・・・・・・ 2
議案第10号	可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ 3
議案第11号	可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の 募集等に関する条例の制定について	・・・・・・・・・・ 16
議案第12号	可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収 条例の制定について	・・・・・・・・・・ 17
議案第13号	可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決 の変更について	・・・・・・・・・・ 18
議案第14号	可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協議 について	・・・・・・・・・・ 19
議案第15号	可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について	・・・・・・・・・・ 21

認定第 1 号

平成 27 年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定
について

平成 27 年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の
意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成 28 年 12 月 27 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 9 号

平成 28 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 1 号）
について

平成 28 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊の
とおり定める。

平成 28 年 12 月 27 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 10 号

可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 27 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例（平成 8 年可茂衛
生施設利用組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p data-bbox="279 392 715 539">可茂衛生施設利用組合<u>斎場</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p data-bbox="220 620 347 656"><u>(目的)</u></p> <p data-bbox="169 678 807 887">第1条 この条例は、<u>火葬、葬儀等を行うため、斎場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p data-bbox="225 965 475 1001">(名称及び位置)</p> <p data-bbox="169 1023 802 1117">第2条 <u>斎場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="169 1128 796 1308"> <thead> <tr> <th data-bbox="169 1128 414 1189">名 称</th> <th data-bbox="414 1128 796 1189">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="169 1189 414 1308">可茂聖苑</td> <td data-bbox="414 1189 796 1308">美濃加茂市西町七丁目13番地</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="225 1377 331 1413">(施設)</p> <p data-bbox="169 1435 695 1471">第3条 <u>斎場</u>に次の施設を置く。</p> <p data-bbox="209 1491 772 1588">(1) <u>火葬場及び小動物焼却場</u> (2) <u>式場、待合室及び遺体安置室</u></p> <p data-bbox="220 1666 347 1702"><u>(業務)</u></p> <p data-bbox="169 1724 754 1760">第4条 <u>斎場は、次の業務を行う。</u></p> <p data-bbox="209 1839 807 1991">(1) 遺体等の火葬及び小動物死体の<u>焼却</u>に関すること。 (2) <u>式場、待合室及び遺体安置室</u>の</p>	名 称	位 置	可茂聖苑	美濃加茂市西町七丁目13番地	<p data-bbox="944 392 1380 539">可茂衛生施設利用組合<u>火葬場</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p data-bbox="885 620 1013 656"><u>(趣旨)</u></p> <p data-bbox="834 678 1473 831">第1条 この条例は、<u>火葬場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="890 965 1141 1001">(名称及び位置)</p> <p data-bbox="834 1023 1473 1117">第2条 <u>火葬場</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1128 1461 1308"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 1128 1080 1189">名 称</th> <th data-bbox="1080 1128 1461 1189">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 1189 1080 1308">可茂聖苑</td> <td data-bbox="1080 1189 1461 1308">美濃加茂市蜂屋町下蜂屋37番地7</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="890 1377 997 1413">(施設)</p> <p data-bbox="834 1435 1398 1471">第3条 <u>火葬場</u>に次の施設を置く。</p> <p data-bbox="874 1491 1289 1588">(1) <u>火葬炉及び小動物炉</u> (2) 待合室及び<u>霊安室</u></p> <p data-bbox="885 1666 1013 1702"><u>(事業)</u></p> <p data-bbox="834 1724 1473 1818">第4条 <u>火葬場の事業は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="874 1839 1473 1991">(1) 遺体等の火葬及び小動物死体の<u>火葬</u>に関すること。 (2) 待合室及び<u>霊安室</u>の使用に關す</p>	名 称	位 置	可茂聖苑	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋37番地7
名 称	位 置								
可茂聖苑	美濃加茂市西町七丁目13番地								
名 称	位 置								
可茂聖苑	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋37番地7								

使用に関すること。

ること。

(指定管理者による管理)

第5条 火葬場の管理は、地方自治法
(昭和22年法律第67号。以下「法」
という。)第244条の2第3項の規定
により、同項に規定する指定管理者
(以下「指定管理者」という。)に行
わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業
務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業
- (2) 火葬場の使用の許可に関する
業務
- (3) 火葬場の使用料の收受管理に
関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業
務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、火
葬場の運営に関する業務のうち、
管理者の権限に属する事務を除
く業務

(公募等)

第7条 管理者は、指定管理者を指定
しようとするときは、規則で定める
事項を明示し、指定管理者の指定を
受けようとする法人その他の団体を
公募するものとする。ただし、公募
を行わないことについて合理的な理

由がある場合は、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書面を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 火葬場の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 当該団体の経営状況等を説明する書類
- (3) その他管理者が必要なものとして規則で定める書類

(選定方法及び選定基準)

第9条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、火葬場の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体（以下「候補団体」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等利用及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能

力を有していること。

(4) その他火葬場の管理運営を行うために十分な能力を有していること。

2 管理者は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する可茂衛生施設利用組合指定管理者選定評価委員会に諮問するものとする。

(指定管理者選定評価委員会)

第10条 前条第2項の規定による諮問に応じ、指定管理者の選定に関し必要な事項について調査、審議等を行うため、可茂衛生施設利用組合指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、指定管理者の評価その他管理者が必要と認める事項について調査、審議等を行うものとする。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱又は任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項

は、規則で定める。

(指定管理者の指定)

第11条 管理者は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る候補団体を指定管理者に指定するものとする。

2 管理者は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を指定した団体に通知するとともに告示しなければならない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者の指定を受けた団体は、管理者と火葬場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、規則で定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、火葬場に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したときは、その満了の日の翌日から起算して30日以内に、第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書

を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び使用状況

(2) 使用料の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、
管理の実態を把握するために必要なものとして管理者が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第14条 管理者は、火葬場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第15条 管理者は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、管理者はその賠償の責めを

負わない。

3 第 11 条第 2 項の規定は、指定の取り消し又は管理の業務の停止について準用する。

(使用時間等)

第16条 火葬を行わない日、火葬場の使用時間及び受入時間は次のとおりとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火葬を行わない日 1月1日及び友引の日
- (2) 使用時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受入時間 遺体等及び小動物死体の受入時間は、規則で定める。

(使用許可)

第17条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うお

(使用許可)

第5条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、式場及び待合室の使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、斎場の管理に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

3 管理者は、斎場の管理上必要があるときは、使用の許可について条件をつけることができる。

4 斎場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用をとりやめ、又は許可事項を変更しようとする場合は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

（使用許可の取消し等）

第6条 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第5条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3)及び(4) (略)

(5) 前各号のほか、特に管理者が必要と認めたととき。

2 前項の規定の適用によって使用者

それがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、火葬場の管理に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

3 指定管理者は、火葬場の管理上必要があるときは、使用の許可について条件を付すことができる。

4 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用をとりやめ、又は許可事項を変更しようとする場合は、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（目的外使用等の禁止）

第18条 使用者は、当該許可を受けた目的以外の目的で火葬場を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第19条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第17条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3)及び(4) (略)

(5) 前各号のほか、特に指定管理者が必要と認めたととき。

2 前項の規定の適用によって使用者

が受けた損害については、組合は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 (略)

が受けた損害については、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第20条 使用者は、第17条第1項の許可を受けたときに、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第21条 (略)

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第15条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、火葬場の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は第19条第1項の規定によ

り許可を取り消され、若しくは使用
の中止を命ぜられたときは、その使
用した施設又は設備を速やかに原状
に回復しなければならない。ただし、
指定管理者の承認を得たときは、こ
の限りでない。

(損害賠償の義務)

第23条 指定管理者又は使用者は、故
意又は過失により火葬場の施設又は
設備を損壊し、又は滅失したときは、
それによって生じた損害を組合に賠
償しなければならない。ただし、管
理者が特別の事情があると認めると
きは、この限りでない。

(入場等の制限)

第24条 指定管理者は、次の各号のい
ずれかに該当する者に対しては、火
葬場への入場を拒絶し、又は退場を
命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑
をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人
に迷惑になる物品若しくは動物
の類を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱
すおそれがあると認められる者
- (4) その他火葬場の管理運営上支
障があると認められる者

(焼骨の引取り)

第25条 使用者は、火葬終了後、速やかに、その焼骨を引取るものとする。ただし、小動物については焼骨を引取ることはできない。

2 引取りがない焼骨について、指定管理者は必要な措置を講じることができる。

(秘密保持義務)

第26条 指定管理者は、火葬場を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等、当該保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び火葬場の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(管理者による管理)

第27条 管理者は、第15条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたと

<p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例の施行に関し必要な事項は<u>管理者</u>が定める。</p> <p>別表 <u>(第7条関係)</u> 1 及び 2 (略)</p>	<p><u>き、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、この条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第28条</u> <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表 <u>(第20条関係)</u> 1 及び 2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 7 条から第 12 条まで、第 15 条及び第 26 条の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する特例)

- 2 管理者は、改正後の条例に基づく最初の指定管理者の指定については、改正後の条例第 7 条から第 9 条までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき選定し、契約する民間事業者（当該民間事業者から当該契約上の地位を継承したものを含む。）を候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

議案第 1 1 号

可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例

可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関しては、組合管理者の属する市町村の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収
条例の制定について

可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例を次の
とおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収
条例

可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収については、
組合管理者の属する市町村の行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の
例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に、現に使用許可を受けている当該行政財産につい
て目的外使用をする場合の使用料の額は、当該許可の期間に限り、なお従
前の例による。

議案第13号

可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決の変更について

可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決について、次のとおり変更する。

平成28年12月27日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定について（平成11年3月30日議第21号で議決）の全部を次のように変更する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、次の金融機関を可茂衛生施設利用組合指定金融機関に指定するものとする。

金融機関名	指定期間
東濃信用金庫	平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
株式会社十六銀行	平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

平成31年10月1日以降は、東濃信用金庫、株式会社十六銀行の順序により2年ごとに指定する。ただし、指定金融機関が破綻した場合又はその恐れがあると判断した場合その他特別の事情がある場合は、一方の金融機関に指定金融機関の指定を変更することができる。

議案第 1 4 号

可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により可茂広域行政事務組合規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 1 7 号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

可茂広域行政事務組合規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 1 7 号）の一部を次のように変更する。

改正前	改正後
<p>(その他)</p> <p><u>第 1 2 条</u> (略)</p>	<p><u>(事務の承継)</u></p> <p><u>第 1 2 条</u> <u>組合の解散に伴う事務の承継にあつては、関係市町村及び関係一部事務組合がその議会の議決を経て行う協議をもつて定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第 1 3 条</u> (略)</p>

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 15 号

可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

可茂広域公平委員会を共同設置することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項で準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 27 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂広域公平委員会共同設置規約

（設置）

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる市町村及び一部事務組合（以下「関係団体」という。）は、共同して公平委員会を設置する。

美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町 可茂衛生施設利用組合 可茂消防事務組合 可茂公設地方卸売市場組合 可児市・御嵩町中学校組合 美濃加茂市富 加町中学校組合

（名称）

第 2 条 前条の公平委員会は、可茂広域公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

（執務場所）

第 3 条 公平委員会の執務場所は、可児市役所内とする。

(委員)

第4条 公平委員会の委員は、可児市長が可児市議会の同意を得て選任する。

2 公平委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他身分取扱いについては、可児市条例の定めるところによる。

(事務職員)

第5条 公平委員会の事務職員は、可児市の職員をもって充てる。

2 事務職員の身分取扱いについては、可児市職員の身分取扱いの例による。

(通常経費)

第6条 公平委員会の設置及び運営に関する経費は、均等割及び職員数割により算出して、関係団体が負担する。

(特別経費)

第7条 特定の関係団体に対する不服申立て等により、公平委員会に特定の事務を管理し執行させる場合は、前条に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該関係団体が負担する。

(負担金の歳入と費用の支出)

第8条 第6条及び前条の負担金は、可児市の歳入予算に計上し、経費はその歳出予算に計上して支出するものとする。

(決算報告)

第9条 可児市長は、公平委員会に関する決算を可児市議会の認定に付したときは、その結果を関係団体の長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、公平委員会に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規約の施行後最初に選任される公平委員会の委員の選任のための手続その他この規約を実施するために必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。